



2023年度第2回食・消費者委員会を開催しました!!

7月27日(水)に2023年度第2回食・消費者委員会を、千葉県生協連会議室において対面で開催しました。事務局を含め、9人が参加しました。



今回は消費者政策のテーマ、「消費者基本計画と千葉県消費者基本計画」、「消費者政策の実施状況と全国及び千葉県の消費者被害の現状について」の2題について学習しました。

1. 「消費者基本計画および千葉県消費者基本計画について」

千葉県環境生活部くらし安全推進課 主査 小泉千恵さん

講師の小泉さんより、消費者保護基本法から消費者基本法への流れと千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例の施行、国の「消費者基本計画」と「千葉県消費者基本計画」について、ご説明いただきました。



「千葉県消費者基本計画」は、「千葉県消費生活条例」に基づき2009年に策定され、5年ごとに改定されるものです。また2017年には、「消費者教育推進法」に基づき「千葉県消費者教育推進計画」が策定されていますが、2019年度第3次策定時から「千葉県消費者基本計画」に一本化されました。また、今年度最終年となる第3次計画ですが、5つの基本目標に沿って施策を進めています。相談体制の整備、成年年齢引き下げや高齢者の見守りなどといった課題については、次期計画でも取り組みを進めていきます。

3 千葉県消費生活基本計画

【第3次計画の基本目標】

- (1) 誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり
- (2) 消費者市民を育む教育の推進
- (3) 気づき、つながり、守る地域の力の向上
- (4) 取引の適正化と無関係事業者への指導の推進
- (5) 商品・サービスの安全・安心の推進

2. 「消費者政策の実施状況と全国および千葉県の消費者被害の現状について

～令和5年版消費者白書から～

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば 副理事長

消費生活相談員 前野春枝さん

千葉県消費者センターの相談員でもある前野さんから、令和5年度の消費者白書をもとに、消費者被害を中心に説明していただきました。



地方自治体の消費生活センターは消費者基本法と消費者安全法に基づいた施設であり、相談情報は国のPIO-NET(データベース)に集約され、法律改正などに活用されています。そういった相談情報を集約した消費者白書は、消費者基本法・消費者安全法に基づき、国が講じた消費者政策の実施状況と消費者事故を集約し、国民に報告するものです。2022年(令和4年)は「脱毛エステ」の相談が多く、通信販売の「定期購入」の相談件数は過去最多、高齢者の割合も過去最多でした。また、SNS関連の相談件数は幅広い年齢層トラブルが起こっており、中高年の増加が顕著になっています。2022年の相談件数は870万件で、前年より増加しています。

消費者白書の概要説明の後、白書で紹介されている令和4年度で特徴的だった被害事例について、詳しく説明いただきました。委員からは、身近なことばかりで興味深かったとの感想がありました。